

## 事業の内容と利用料 (令和5年4月1日現在)

No.	施設・事業名	事業の内容	土日や夏休み等の利用	利用料等	問合せ
1	幼稚園	3歳児から就学前までの幼児を保育し、教育する施設です。	土曜日、日曜日、夏休み等は開園していません。	私立幼稚園の保育料(月額)の目安:0~50,000円 ※園により異なります。 ※新制度移行済みの園は、保育料0円です。 ※私学助成の園は、市から月額25,700円を上限とした保育料の補助があります。 ※園により、保育料以外に入園料・教材費等がかかります。	各幼稚園
2	幼稚園一時預かり(★)	幼稚園の正規教育時間の前後で、幼児を預かる保育サービスです。 (定期的な利用のみ)	土曜日・夏休み等:園により異なります 日曜日:実施していません	園ごとに料金・サービスが異なります。	各幼稚園
3	認可保育所 公立保育所	保護者が労働に従事したり、疾病にかかったりするなどの理由により、家庭において乳幼児を保育できない場合に、乳幼児を保育する施設(定員20人以上)です。	土曜日:開所 日曜日:原則開所していません 夏休み等:開所	月額0~75,900円 ※所得により異なります。 ※3歳児クラス以上は無償です。 ※2歳児クラス以下でも所得、子の人数に応じて無償となる場合があります。	保育推進課 211-2346
4	認定こども園	保育所と幼稚園の、両方の機能や特長を有した施設です。保護者の方が働いている、いないにかかわらず乳幼児を受入れ、教育と保育を一体的に実施しています。	日曜日:開園していません 保育所部分のみ 土曜日:原則開園 夏休み等:保育所部分は開園、幼稚園部分は開園	月額0~75,900円 ※所得により異なります。 ※3歳児クラス以上は無償です。 ※2歳児クラス以下でも所得、子の人数に応じて無償となる場合があります。	保育推進課 211-2346
5	家庭的保育事業 (保育ママ)	保護者が労働に従事したり、疾病にかかったりするなどの理由から、家庭において乳幼児を保育できない場合に、保育士資格を有した方が、その居宅などで、家庭的な雰囲気の中で少人数(定員5人以下)の乳幼児(0~2歳児)の保育を行う事業です。	土曜日:原則開所していません 日曜日:開所していません 夏休み等:開所	月額0~75,900円 ※所得により異なります。 ※所得、子の人数に応じて無償となる場合があります。	保育推進課 211-2346
6	小規模保育事業	保護者が労働に従事したり、疾病にかかったりするなどの理由から、家庭において乳幼児を保育できない場合に、少人数(定員6~19人)を対象に、乳幼児(0~2歳児)の保育を行う事業です。	土曜日:原則開所 日曜日:原則開所していません 夏休み等:開所	月額0~75,900円 ※所得により異なります。 ※所得、子の人数に応じて無償となる場合があります。	保育推進課 211-2346
7	事業所内保育事業(認可 /認可外(★))	企業や病院などが、従業員のために設置した保育施設です。従業員の子どものほかの子どもの受入を行っている場合もあります。	施設により異なります。	月額0~75,900円 ※所得、子の人数に応じて無償となる場合があります。 ※認可外の場合は上記金額によらず施設により異なります。	保育推進課 211-2346
8	認可外保育施設(★)	行政庁による設置認可を受けていない保育施設です(企業主導型保育事業を除く)。	施設により異なります。	施設により異なります。	指導担当課 211-2985
9	企業主導型保育事業	内閣府の助成を受けて、企業などが従業員のために設置する認可外保育施設です。従業員の子どものほかの子どもの受入を行う事業所もあります。	施設により異なります。	施設により異なります。	指導担当課 211-2985

## 事業の内容と利用料 (令和5年4月1日現在)

No.	施設・事業名	事業の内容	土日や夏休み等の利用	利用料等	問合せ
10	居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)(★)	いわゆるベビーシッター。保育者が児童と1:1で保育を実施するものです。	/	施設により異なります。	市では実施しておりません
11	ファミリースポーツセンター(★)	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員組織を作り、地域や会員相互で子育て家庭を支援する仕組みです。札幌市では、日常的な預かりを行う「さっぽろ子育てサポートセンター」と、緊急時や病児・病後児預かりを行う「札幌市こども緊急サポートネットワーク」の2事業を実施しています。	土曜日・日曜日・夏休み等: 利用可 ※提供会員の都合によります。	(30分あたり) 通常時 350円 土日夜間等 400円 ※2人目以降軽減	子育て支援推進担当課 211-2997
12	札幌市こども緊急サポートネットワーク(★)		土曜日・夏休み等: 利用可。 日曜日: 病児・病後児預かりは除き利用可。 ※提供会員の都合によります。	(30分あたり) 通常時 500円 夜間 600円 宿泊(1回あたり・病児対象外) 3歳以上 10,000円 3歳未満 12,000円 ※病児・病後児預かりは減免あり	子育て支援推進担当課 211-2997
13	病後児保育事業 (病後児デイサービス)(★)	医療機関に付設された施設で、病後の回復期にあるお子さんに対し、専門職が保育や服薬管理を行います。利用前に、かかりつけ医の受診が必要です。	土曜日: 利用可 日曜日: 利用不可 夏休み等: 利用可	0円~3,000円 世帯の所得に応じて設定 給食が必要な場合別途300円かかります。	施設運営課 211-2986
14	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子どもを養育している方が、病気、出産、冠婚葬祭、育児疲れなどのために、一時的に養育できなくなった場合に、子どもを短期間児童養護施設及び乳児院でお預かりし、お世話します。	土日や夏休み等でも利用可能です。	1日あたり0円~5,350円 世帯の所得に応じて設定	地域連携課 622-8620
15	保育所などでの一時預かり事業(★)	私用か否かなどの理由を問わずに、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かります。	土曜日: 利用可 日曜日: 利用不可 夏休み等: 利用可	日額1,200円~2,700円 ※理由・年齢により異なります。	施設運営課 211-2986
16	放課後児童クラブ	保護者の方がお仕事などで、放課後帰宅しても留守となるご家庭のお子さんを「児童クラブ」・「民間児童育成会」・「届出事業所」で受け入れています。	土曜日: 利用可 日曜日: 利用不可 夏休み等: 利用可	児童クラブ: 無料 (ただし、8:00~8:45、18:00~19:00の利用は月額2,000円) 民間児童育成会: 月額平均13,000円 届出事業所: 月額料金は施設により異なります。	放課後児童担当課 211-2989
17	地域子育て支援拠点事業 (常設子育てサロン)	札幌市が指定した場所において週3回、一定時間以上開催。子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場です。札幌市では常設子育てサロンという名称で実施しています。	施設により異なります。	無料	子育て支援推進担当課 211-2997
18	保育ニーズコーディネート事業	保育施設の利用を検討される方に、様々な保育サービスの紹介や利用方法の説明など、各家庭の保育ニーズに沿った相談に対応するための保育コーディネーターを、各区に配置しています。	土曜日: 利用不可 日曜日: 利用不可 夏休み等: 利用可	無料	保育推進課 211-2346
19	時間外保育事業	勤務の都合などで、通常の保育時間を超えて保育を希望される場合は、延長保育を利用できます。	土曜日: 利用可 日曜日: 利用不可 夏休み等: 利用可	1時間200円 2時間300円 ※減額あり	施設運営課 211-2986
20	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象に、保健師や母子保健訪問指導員が訪問し、育児相談やお母さんの健康相談を行っています。	土日祝日は対応していません。	無料	健康企画課 622-5151

※「施設名・事業名」の末尾に(★)が付いているものは、施設等利用給付認定を受けて、補助対象となる施設・事業を利用した方を対象に、市から利用料の一部についての補助があります(上限額あり。一旦利用料を支払った後、市から後日還付する方法での給付となります)。